

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するためには、性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するため、出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>性行為映像制作物に係る出演契約等に関する特則等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 出演契約等に関する特則</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 差止請求権（第十五条）</p> <p>第五節 特定出演契約に関する特例（第十五条の二―第十五条の四）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p>	<p>性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 出演契約等に関する特則</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 差止請求権（第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p>

第一条 この法律は、出演者の自由な意思に基づかない性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するため、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の出演契約等に関する特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定めることにより、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もつてその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたつて取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もつて出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 5 8 (略)

9| この法律において「特定出演契約」とは、二十歳以上の出演者であつて、過去に性行為映像制作物への出演をして、その性行為映像制作物の公表が行われたことがあるもの(第十五条の三第一項及び第十五条の四において「特定出演者」という。)が締結する出演契約をいう。

(実施及び解釈の基本原則)

第三条 制作公表者及び制作公表従事者は、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もつてその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにしなければならない。

2 5 4 (略)

第四節 差止請求権

第十五条 (略)

第五節 特定出演契約に関する特例

2 5 8 (略)

(新設)

(実施及び解釈の基本原則)

第三条 制作公表者及び制作公表従事者は、その行う性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたつて取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることを深く自覚して、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もつてその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにしなければならない。

2 5 4 (略)

第四節 差止請求権

第十五条 (略)

(新設)

（締結等に関する規定の適用除外及び出演契約書等の記載又は記録事項の特例）

第十五条の二 特定出演契約（その締結の日から一年以内に撮影が行われる性行為映像制作物に係る特定出演契約に限る。）については、第四条第一項及び第十条第一項の規定は、適用しない。この場合における第四条第三項及び第十三条第一項の規定の適用については、第四条第三項第二号中「予定する日時及び場所」とあるのは「行うことが見込まれる期間（当該出演契約の締結の日から一年以内の期間に限る。）及び場所」と、同項第三号中「なる」とあるのは「なることが見込まれる」と、同項第四号中「相手方」とあるのは「相手方となることが見込まれる者」と、第十三条第一項ただし書中「行われた日」とあるのは「行われた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）」とする。

2| 前項の規定は、既に公表が行われている二以上の性行為映像制作物を編集して制作される性行為映像制作物に係る特定出演契約については、適用しない。

（性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の特例）
第十五条の三 特定出演契約に基づく特定出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影についての第七条第一項の規定の適用については、同項中「一月」とあるのは、「一週間」とする。

（新設）

（新設）

2| 特定出演契約に基づく性行為映像制作物の公表についての第九
条の規定の適用については、同条中「四月」とあるのは、「一週間」
とする。

（特定出演者の書面又は電磁的記録による承諾）

第十五条の四 次の各号に掲げる規定は、制作公表者が当該各号に
定める時までに、当該各号に掲げる規定の適用を受けることにつ
いて特定出演者の書面又は電磁的記録による承諾を得た場合に限
り、適用する。

一 第十五条の二第一項の規定 特定出演契約を締結する時

二 前条第一項の規定 特定出演者の性行為映像制作物への出演
に係る撮影を行う時

三 前条第二項の規定 性行為映像制作物の公表を行う時

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び

発信者情報の開示に関する法律の特例

第十六条 (略)

第四章 相談体制の整備等

(相談体制の整備)

第十七条 国は、性行為映像制作物への出演に係る勧誘、出演契約

(新設)

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び

発信者情報の開示に関する法律の特例

第十六条 (略)

第四章 相談体制の整備等

(相談体制の整備)

第十七条 国は、性行為映像制作物への出演に係る勧誘、出演契約

等の締結及びその履行等、性行為映像制作物の制作公表の各段階において、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにする観点から、出演者の自由な意思に基づかない性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するとともに、その被害の背景にある貧困（出演者が受ける報酬の額が低廉であることによる貧困を含む。次条第一項において同じ。）、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 (略)

(その他の支援措置等)

第十八条 国及び地方公共団体は、前条に定めるもののほか、出演者の自由な意思に基づかない性行為映像制作物への出演に係る被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、社会福祉に関する施策、性犯罪及び性暴力の被害者への支援に関する施策その他の関連する施策との連携を図りつつ、出演者その他の者への支援その他必要な措置を講ずるものと

等の締結及びその履行等、性行為映像制作物の制作公表の各段階において、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにする観点から、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するとともに、その被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 (略)

(その他の支援措置等)

第十八条 国及び地方公共団体は、前条に定めるもののほか、性行為映像制作物への出演に係る被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、社会福祉に関する施策、性犯罪及び性暴力の被害者への支援に関する施策その他の関連する施策との連携を図りつつ、出演者その他の者への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

する。

2| 政府は、前項の措置の効果的な実施に資するよう、出演契約の締結及び性行為映像制作物の制作公表の実態に係る調査を行うものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、出演者の自由な意思に基づかない性行為映像制作物への出演に係る被害が一度発生した場合においては、その被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、出演者の自由な意思に基づかない性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

附則

第三条 (略)

2 (略)

3| 第十五条の三第一項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る前項の規定の適用については、同項中「四年六月」と

(新設)

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、性行為映像制作物への出演に係る被害が一度発生した場合においては、その被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

附則

第三条 (略)

2 (略)

(新設)

あるのは、「四年五月」とする。

4| 第十五条の三第二項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る第二項の規定の適用については、同項中「四年六月」とあるのは、「四年二月」とする。

5| 第十五条の三第一項の規定の適用があり、かつ、同条第二項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る第二項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、第二項中「四年六月」とあるのは、「四年一月」とする。

6| 前各項の規定の適用がある場合における第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項（附則第三条第一項又は第二項（同条第三項から第五項までの規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。）」とする。

（新設）

（新設）

3| 前二項の規定の適用がある場合における第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項（附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。）」とする。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和六年法律第二十五号）
 （附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （性行為映像制作物に係る出演契約等に関する特則等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 性行為映像制作物に係る出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次、第一条及び第三章の章名中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。</p> <p>第十六条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「第二条第五号」に改める。</p>	<p>附則 （性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部改正）</p> <p>目次、第一条及び第三章の章名中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。</p> <p>第十六条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「第二条第五号」に改める。</p>